

## 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（第2版）に関するQ & A

### Q 1 延長期間が6箇月間なのはなぜか？

A 1 当該取扱いが新型コロナウイルスによる臨時的な取扱いであることを踏まえ、延長期間を6箇月としました。

### Q 2 新規申請及び区分変更申請が臨時的な取扱いの対象とならないのはなぜか？

A 2 調査対象者に面会せずに認定調査を行うことができないためです。（調査対象者の家族等への聞き取りだけの認定調査は、厚生労働省も認めていません。）

そのため、新規申請又は区分変更申請の相談時にパンフレット（別紙3）を活用し、訪問調査が必須であることを了解いただいたうえで申請いただくようお願いします。

### Q 3 臨時的な取扱いはいつまで継続されるのか？

A 3 当面の間は継続し、新型コロナウイルスの感染状況及び厚生労働省の動向を注視し、今後の取扱いを検討いたします。取扱いを変更する場合は、速やかに居宅介護支援事業所等へお知らせします。

### Q 4 独居で身寄りがなく、面会が困難かどうか申請者の意思が確認できない場合も臨時的な取扱いの対象となるのか？

A 4 上記の状態に該当する場合、確認書の余白に申請者の状況を簡潔に記載して送付いただければ、期間の延長を行います。

### Q 5 認定有効期間はどのように表示されるのか？

A 5 従来の有効期間満了日の翌日から6箇月の期間が被保険者証に記載されます。

### Q 6 認定延長後のサービス担当者会議は開催すべきか？

A 6 期間以外の変更が伴わない場合は、原則、サービス担当者会議は不要です。上記以外の場合は、令和2年4月20日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問、面談及び会議の開催を求める運営基準、介護報酬等の臨時的取扱いについて」の「2 居宅介護支援及び介護予防支援におけるサービス担当者会議」に基づき、開催を判断してください。

※ 令和 2 年 4 月 2 0 日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための利用者の居宅等への訪問，面談及び会議の開催を求める運営基準，介護報酬等の臨時的取扱いについて」から抜粋

## 2 居宅介護支援及び介護予防支援におけるサービス担当者会議

サービス担当者を招集しなければならない特段の事情がない場合は，原則として，サービス担当者を招集せず，居宅介護支援等基準省令第 1 3 条第 9 号等に規定する「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして，当該担当者に対しては，照会等により意見を求めることとします。この場合，運営基準違反としては取り扱わず，運営基準欠如減算を適用しません。

この取扱いを行った事実については，居宅介護支援経過記録等に必ず記録し，当該記録を 5 年間保存してください（本市への報告等は不要です。）。

### **Q 7 臨時的な取扱いの問合せ先はどこか？**

A 7 介護ケア推進課認定担当（7 0 8 - 8 0 8 7）（つながりにくい場合は 2 1 3 - 5 8 7 1）へ連絡をお願いします。